

## 防府市自治会応援検討委員会設置要綱

令和8年4月1日制定

(設置目的)

第1条 自治会等は、行政のパートナーとして本市のまちづくりに大いに寄与してきたが、近年は少子高齢化、価値観や生活形態の多様化等により自治会等への加入や活動への参加が減少傾向であり、その活動の維持や活性化が課題となっている。自治会等は、本市のまちづくりにおいて、なくてはならない存在であり、関係者による専門的な見地から、将来にわたりその活動を続けていただくための方策の検討を行うことを目的に、防府市自治会応援検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自治会の活動維持や活性化の検討に関すること。
- (2) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号の区分による委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体等から推薦された者
- (3) 事業者
- (4) 公募による者

(任期)

第4条 前条第1号から第4号に定める委員の任期は、1年間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総務する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職

務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、防府市情報公開条例(平成10年条例第28号)第6条第1項各号に掲げる場合に相当するときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。